

# 県営ため池防災対策事業実施要綱

平成28年10月19日付け 農整第485号

## 第1 趣旨

土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。

このため、土地改良施設の現状を確認し、地震や豪雨等による被災の影響が大きい施設の点検や調査を実施したうえで、効果的な防災・減災対策を速やかに講じていく必要がある。

ため池防災対策事業（以下、「本事業」という。）においては、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図るものである。

## 第2 事業主体及び実施区域

本事業は県が実施するものとし、本事業の実施区域（受益範囲）は、農用地区域内とする。

## 第3 事業内容

本事業の事業内容は、防災的見地から特に緊急を要する次に掲げるもののほか、特に緊急を要すると知事が認めるものとする。

- 1 調査事業
- 2 整備事業
- 3 促進事業

## 第4 事業の実施要件

本事業の実施に当たっては、知事が別に定める要件を満たすものとする。

## 第5 事業の申請

市町村は、その地域内において本事業（第3の1及び3を除く）を行うべきことを（その受益が2以上の市町村にわたる場合にあっては、当該関係市町村が共同して）、知事に申請することができる。

- 2 市町村は、前項の申請にはその事業に係る計画概要書等、その他必要な事項を示さねばならない。
- 3 知事は、第1項の申請があった場合、その申請に係る計画の内容を審査し、当該施設が早急に整備を行う必要のある農業用施設であり、かつ事業内容が効果的な防災・減災対策に資するもので適当と認めるときは、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

## 第6 事業計画の変更

知事は前項の規定により適当と認めた事業について、次のいずれかに該当する事業計画の変更を行おうとするときは、当該申請人に通知するものとする。

- 1 工事計画の著しい変更
- 2 事業費の30パーセント以上の増減

## 第7 事業の実施

本事業は実施に要する経費のうち、次のものを対象とする。

### 1 工事費

(1) 純工事費

(2) 測量及び試験費

事業に必要な調査、測量、設計及び試験に要する費用

(3) 用地費及び補償費（ただし、ため池施設の撤去については、用地費を除く。）

### 2 調査事業費

## 第8 事業に要する経費

本事業に要する経費は、知事が別に定めるものとする。

## 第9 報告

知事は第5第1項で申請のあった事業完了後、申請人に事業の実施結果を報告するものとする。

## 第10 委任

この事業の実施について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるところによるものとする。

### 付 則

1 この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

2 県営ため池防災対策事業実施要綱（平成18年4月1日付け農整第179号）に基づき事業を実施している地区の取扱いについては、本事業に移行されたものとみなす。